

府政情報発信活動事業業務委託業者選定に係る 公募型プロポーザル 実施要領

1 趣旨

京都府広報監「まゆまる」を活用した京都府政情報の発信を図る業務委託について、次のとおり提案書を募集する。

2 提案書を募集する業務概要

(1) 業務の名称及び数量

府政情報発信活動事業業務

(2) 業務の内容

府政情報発信活動事業業務委託仕様書による。

(3) 委託業務期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 31 日（土）まで

(4) 委託予定上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

6,987,600円以内

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。
 - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町（1号館2階）
京都府広報課
電話 (075)414-4119 F A X (075)414-4075
電子メール：koho@pref.kyoto.lg.jp

(2) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限：平成29年3月24日（金）
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- イ 提出場所：(1)に同じ。
- ウ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

5 質疑・回答

- (1) 受付期間：平成29年3月9日午後5時必着
- (2) 質疑方法：F A X、電子メール（F A Xの場合は、電話連絡のこと。）にて、4の(1)へ提出すること。
- (3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。
 - ア 件名は「府政情報発信活動事業業務委託に関する質問」とすること。
 - イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、F A X 番号及び電子メールアドレスを記載すること。
 - ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
 - エ 企画提案書の審査に係る質問には回答しない。
- (4) 回答日時及び方法：随時。質問者に対し電子メール又はF A Xにより回答する。

6 応募書類

(1) 企画提案書の作成方法

府政情報発信活動事業業務委託仕様書及び別紙提出書類「企画提案書」欄に記載の「内容・記載を要する事項等」に基づき提案書を作成し提出すること。

(2) 提出された応募書類の取扱

- ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。
- イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ウ また、参加者が1者の場合でも評価を実施し、候補者を選定する。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本説明書に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知

すべての提案書提出者に対し、特定、非特定の旨を通知する。

9 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で協議を行い、委託内容、経費等

について再度調整を行った上、委託契約を締結する。

- (2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則159条第2項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。

10 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 当該予算が議決されない場合は、契約締結できない。